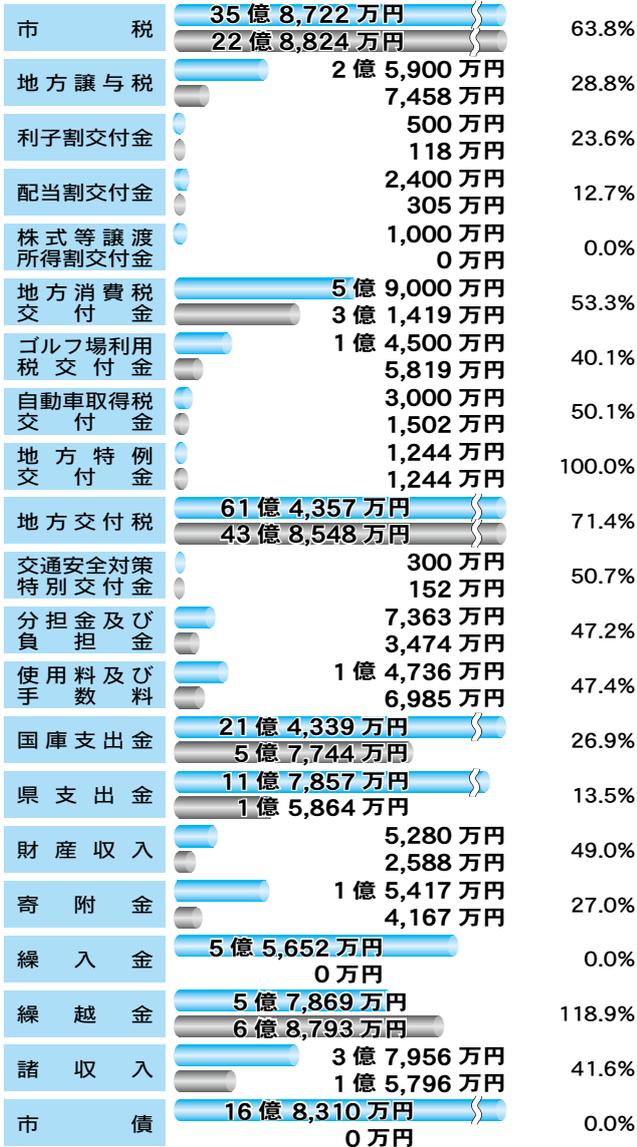


【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は平成28年9月30日現在の執行状況についてお知らせします。

歳入

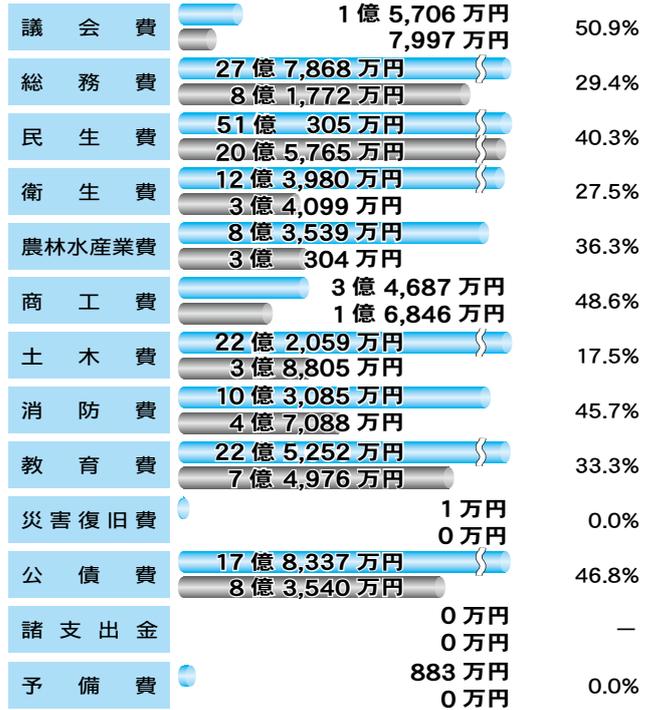


(収入率)

一般会計

歳入 予算現額：177億 5,702万円
収入済額：89億 800万円 (50.2%)
歳出 予算現額：177億 5,702万円
支出済額：62億 1,192万円 (35.0%)

歳出



(執行率)

出資金等の状況

株券	4,420
出えん金	4,000
出資金	5億 9,322
寄託金	2,408
債権	3,984
合計	7億 4,134

※現在額

市債の状況

一般会計債	199億 4,955
下水道建設事業債	53億 9,857
水道建設事業債	29億 8,750
合計	283億 3,562

※未償還額

基金の状況

財政調整基金	17億 6,681
減債基金	7億 6,322
公共施設整備基金	7億 4,502
なめがた振興基金	3,615
揚排水施設維持管理基金	8,187
新公共交通運営基金	4,519
行方市ふるさと応援寄附金基金	7,271
合併振興基金	19億 9,163
防災まちづくり基金	3,000
国民健康保険支払準備基金	8,165
介護給付費準備基金	1億 2,617
農業集落排水事業債償還基金	1億 2,788
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	2,763
流域関連公共下水道事業債償還基金	2,697
戸別浄化槽整備事業債償還基金	6,066
合計	59億 8,356

※現在高

会計名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	60億 6,876	21億 6,698	35.7%	60億 6,876	26億 539	42.9%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	33億 8,700	18億 7,634	55.4%	33億 8,700	14億 1,287	41.7%
	サービス事業勘定	970	661	68.1%	970	379	39.1%
後期高齢者医療特別会計	3億 800	1億 82	32.7%	3億 800	6,802	22.1%	
農業集落排水事業特別会計	2億 3,100	1,613	7.0%	2億 3,100	7,433	32.2%	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4億 380	4,151	10.3%	4億 380	1億 3,166	32.6%	
流域関連公共下水道事業特別会計	3億 3,475	2,543	7.6%	3億 3,475	1億 3,993	41.8%	
戸別浄化槽整備事業特別会計	1億 5,500	1,062	6.9%	1億 5,500	2,753	17.8%	
水道事業会計	収益的収支	9億 5,450	3億 5,627	37.3%	9億 5,450	2億 5,038	26.2%
	資本的収支	3億 5,257	914	2.6%	7億 3,490	3億 3,475	45.6%

秋の火災予防運動

11月9日～11月15日までの一週間

この運動は、全国的に火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及高揚を図ることにより火災の発生を防止することを目的として、毎年実施されているものです。

これから寒くなり暖房器具を使用する機会が多くなります。

器具の取り扱いに注意しましょう！

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置しましょう。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。



設置していますか？住宅用火災警報器

平成20年6月から、全ての住宅、住居部分に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。まだ付けていない方は、すぐに設置しましょう（連動型を推奨します）。家族やあなたの命を守るために、大変有効です。

【設置しなければならない場所】

- 寝室（普段、寝室として使っている部屋）
 - 階段（2階以上の階に寝室がある場合。詳しくは消防署へ。）
- ※台所・居間（義務はありませんが、安心・安全のため設置をおすすめします。）



住宅用火災警報器は、**10年を目安に交換をおすすめします！**

- 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、早めに交換しましょう。
- 住宅用火災警報器の『設置年月日』または『製造年月日』を確認しましょう。
- 定期的に、住宅用火災警報器の『点検ボタンを押すか、ひもを引いて』作動確認をしましょう。

【問い合わせ】

鹿行広域事務組合消防本部予防課 ☎ 0291-34-7119

行方消防署 ☎ 0291-35-0119 麻生出張所 ☎ 0299-80-6119 玉造出張所 ☎ 0299-36-2799

防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達訓練を実施します

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、市民の皆さまに迅速かつ的確に防災に関する情報をお知らせするために、防災行政無線を活用して情報提供をしています。

このたびは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を全国一斉に実施します。Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線を通じて国から瞬時にお伝えするシステムです。

■訓練実施日時

11月4日（金） 午前10時ごろ

■訓練放送内容

チャイム音

「こちらは、防災行方です」

「ただ今から訓練放送を行います」

緊急地震速報チャイム音

「緊急地震速報。大地震です。大地震です」

震です」

「これは訓練放送です」×3回

「こちらは、防災行方です」

「これで訓練放送を終わります」

チャイム音

■訓練実施日時

11月29日（火） 午前11時ごろ

■訓練放送内容

チャイム音

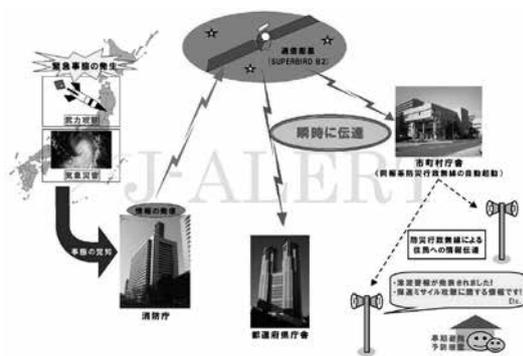
「これは、テストです」×3回

「こちらは、防災行方です」

チャイム音

以上の内容が、市内に設置してある防災行政無線から一斉に放送されます。

Jアラート概念図



11月は

児童虐待防止推進月間です

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

国では、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待を防ぐための取り組みを推進しています。

児童虐待は、早期発見が重要であり、国民一人一人に通報する義務があります。

住み慣れた地域から、未来を担う子どもたちの成長を見守ることが大切です。ご協力をお願いします。

■児童相談所全国共通3桁ダイヤル

☎189

■茨城県福祉相談センター鹿行児童分室

（鉾田合同庁舎内）

☎02991・33・4119

■こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299・55・0111

自動車税についてのお知らせ

茨城県行方県税事務所 収税課

☎0299（72）0482

自動車税は、毎年4月1日現在で登録上の所有者（割賦販売の場合は使用者）にかかる税金です。

売却により手放した、知人に譲って使用していない場合の名義変更や、転居した場合の住所変更は、運輸支局で登録変更手続きが必要です。

また、納期限を過ぎても未納の方は、滞納処分の対象となり財産調査の上、給与や預金の差し押さえやタイヤロック等の処分を受けてしまいますので、至急納付してください。

※差し押さえの平成27年度実績

◆給与 14件

◆預金 381件

◆（自動車）登録 368件

◆（自動車）タイヤロック 28件

◆その他 42件

【問い合わせ】

■登録変更

茨城運輸支局

☎050・5540・2017

■自動車税

茨城県行方県税事務所 収税課

☎0299・72・0482

総合窓口課からのお知らせ

総合窓口課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

■休日窓口について

市では、毎週土・日曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、麻生庁舎総合窓口室で休日窓口を開設しています。

休日窓口で対応できる業務は、

＊戸籍・住民票・印鑑証明書・税証明書等の交付

＊戸籍届出書の受領および埋火葬許可書の交付

＊パスポートの交付 です。

転入、転出、転居届、税金の納付や福祉関係の手続き、その他市役所への問い合わせ等については、月曜から金曜日の平日にお願いします。

■公的個人認証サービスの電子証明書の更新について

昨年12月22日をもって住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスが終了しました。今年1月からは、電子証明書が標準的に搭載されたマイナンバーカードの交付が開始され、有効期間満了後はマイナンバーカードの

交付を申請していただくことになりました。申請から交付までは1カ月程度かかりますので、確定申告で電子証明書を利用する場合は早めの手続きをお願いします。



マイナンバー

税を考える週間

税務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」のテーマは、「くらしを支える税」です。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ。

犯罪被害者週間

（11月25日～12月1日）

行方警察署

☎0299（72）0110

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。

被害にあわれた方やそのご家族が回復するためには、周囲の方のご理解とあたたかな支援が必要です。

皆さまのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

行方警察署

☎0299・72・0110

茨城県警察本部

性犯罪被害相談「勇気の電話」

☎029・301・0278



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョットちゃん

11月は労働保険適用促進強化期間です

茨城労働局 労働保険徴収室

☎029（224）6213

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室（☎029・224・6213）または最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。



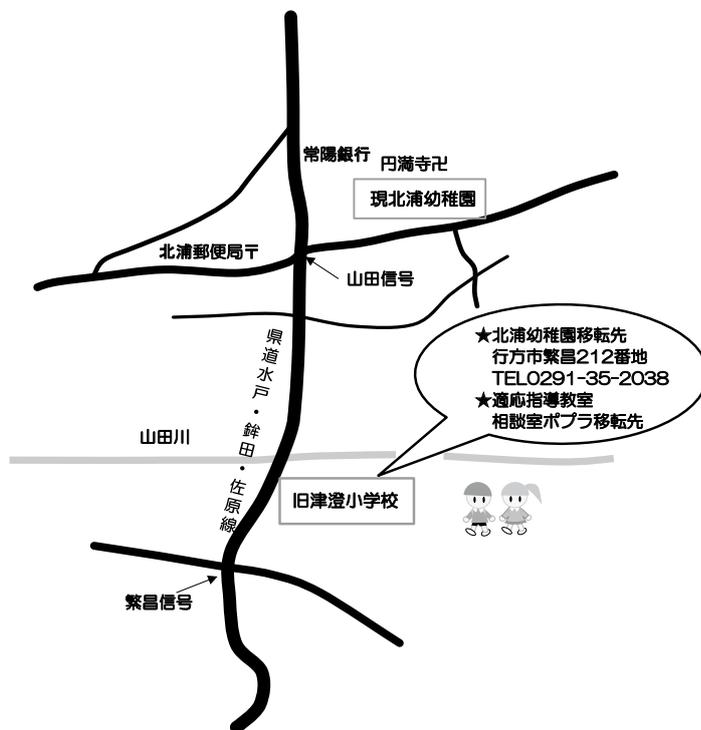
市立北浦幼稚園、適応指導教室「相談室ポプラ」移転のお知らせ

【問い合わせ】学校教育課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

市立北浦幼稚園は、12月1日（木）から、右のとおり移転となります（旧津澄小学校跡地）。

同じく適応指導教室「相談室ポプラ」も、同時期に、玉造公民館から旧津澄小学校跡地へ移転となります。

※幼稚園通園の方は、11月28日（月）から開始となります。



シリーズ 国民健康保険

海外療養費制度とは

海外療養費とは、海外渡航中に急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、医療費はいったん全額自己負担となりますが、申請して認められると一部医療費の払い戻しが受けられる制度です。

■海外療養費の申請の流れ

- (1) やむを得ず海外で診療等を受ける（受診した医療機関の窓口で、医療費をいったん全額自己負担する）。
- (2) 受診した医療機関で、治療内容や医療費等の証明書をもらう（診療内容明細書、領収明細書、領収書）。
- (3) 帰国後、加入する健康保険の窓口申請する（上記書類、上記書類の日本語訳、療養費支給申請書、保険証、世帯主の印鑑）。

※世帯主の口座がわかるもの、海外の医療機関等に照会する同意書、マイナンバー、本人確認書類、**パスポート**を持参してください。

- (4) 審査の結果、申請が認められると海外療養費が支給される。

※申請から支給までは2～3カ月かかります。

○海外療養費の支給対象にならない場合

- ・治療目的で海外渡航したとき
- ・保険が適用されない医療を受けたとき

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111



税金のお知らせ

市税の納税は納期限までに！

今月の税金

- 固定資産税 第4期
 - 国民健康保険税 第5期
- 納付期限（口座振替日）は
11月30日です。

市税の納期限を過ぎても未納のままにしている納税者には、督促状や催告書を送付し納税を促しています。それでも納税しないときには、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず財産（不動産、動産、預貯金、給与など）を差し押さえて、公売や取り立ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納税できない場合や、督促状・催告書が届いたときは、お早めにご連絡・ご相談ください。

9月実施の不動産公売結果のお知らせ

■不動産入札方式

売却区分	所在	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	落札金額 (円)	入札者数
16-1	小高字源次郎谷 小高字源次郎谷	田 田	773 2896	495,000	—	0人
16-2	小貫字香取谷	田	2035	245,000	—	0人
16-4	玉造字鳥名木	田	2412	650,000	完納により公売中止	
16-5	芹沢字榎本	畑	793	190,000	190,000	1人

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみてください。

午後0時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容をご覧いただけます。

また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

◆**公売日時** 12月6日（火）午後1時20分～午後2時

◆**場 所** 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆**公売対象不動産**

●**売却区分番号** 28-115 **見積価格** 2,500,000円 **公売保証金** 250,000円

財産の表示（登記簿による表示）

【土地】

- | | | | | | | | |
|-------|-------|----|-----------|----|----|----|---------|
| 1) 所在 | 玉造字上宿 | 地番 | 甲 112 番 1 | 地目 | 宅地 | 地積 | 124.88㎡ |
| 2) 所在 | 玉造字上宿 | 地番 | 甲 112 番 4 | 地目 | 宅地 | 地積 | 130.96㎡ |
| 3) 所在 | 玉造字上宿 | 地番 | 甲 112 番 5 | 地目 | 宅地 | 地積 | 209.13㎡ |
| 4) 所在 | 玉造字上宿 | 地番 | 甲 112 番 9 | 地目 | 宅地 | 地積 | 2.60㎡ |

以上 登記簿による表示

◆**その他** 中止になる場合があります。

【問】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX029-225-1600

ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）。

税法上とても有利な国民年金、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

◆全国の年金事務所で、年金の予約相談を実施しています。

ご予約いただくと、

- ①お客さまのご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
 - ②相談内容に合ったスタッフが事前に準備の上、丁寧に対応します。
- ※予約相談の実施時間帯は、午前8時30分～午後4時（月～金曜日）です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

☎0570-05-1165

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 ☎029-227-3253
国保年金課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

Sマーク（標準営業約款制度）をご存知ですか？

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣認可の安全・安心なお店です。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められたさまざまな基準を遵守しています。

Sマークは消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

【問い合わせ】（公財）茨城県生活衛生営業指導センター
☎029-225-6603
E-mail: ibarakicenter@seiei.or.jp



市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

～戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）～

【問い合わせ】下水道課 施設整備グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていただくものですが、本事業は市民の皆さんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行っていくものです。

対象地域は、公共下水道認可区域および農業集落排水事業区域を除く市内全域となります。

この事業では、申請者から、浄化槽工事の一部を負担していただく分担金と、設置後に市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただくことになります。

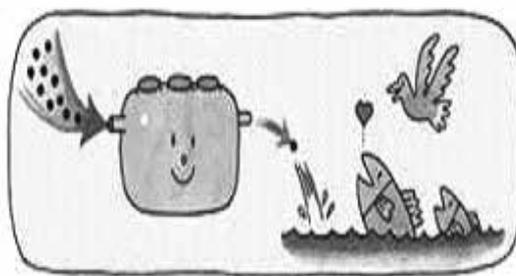
本事業のメリットは、浄化槽設置にかかる個人負担が軽減されることと、浄化槽の性能を生かすために欠かせない適正な維持管理が確保されることです。

貴重な水資源、霞ヶ浦流域の環境を守るためにも、特に単独処理浄化槽をお使いの方は合併処理浄化槽への入れ替えをお願いするとともに、市設置型浄化槽の設置をご検討ください。

詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

■分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）/月
140㎡未満	5人槽	110,000円	3,800円
140㎡以上	7人槽	140,000円	4,000円
2世帯住宅	10人槽	190,000円	5,100円



第11回なめがた環境保全フォトコンテスト作品募集

テーマ 行方市の特色である霞ヶ浦・北浦という「「弐湖」の魅力」をアピールした魅力ある写真
部門 「弐湖の國」と水辺の魅力再発見！

- ①フォト部門 一般・小学生・中学生対象
- ②キャッチコピー付写真 中学生対象



応募方法 応募票（環境課・各庁舎総合窓口・市のホームページからもダウンロードできます）に必要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼り付けてください。

応募締切 12月16日（金）

応募資格 行方市に居住・在勤の方

- 一般の部（高校生以上） 4ツ切り、ワイド4ツ切り可、デジタル可
- 小・中学生の部 2Lサイズ・デジタル可
- キャッチコピー付写真の部（中学生対象） A4サイズ程度

※応募作品は平成27年以降に行方市内で撮影されたもので、未発表かつ他のコンテストへの応募・発表予定のないものに限りま

※二重応募・類似と思われる作品は、入賞を取り消すことがあります。

※組写真は不可とします。

※無修正に限りデジタルプリントでの応募も可能

※応募作品数は一人3点以内とします。

※なお、応募作品については返却できませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ・申し込み】 環境保全行方市民会議事務局 行方市山田 2564-10
（北浦庁舎 環境課内） ☎ 0291-35-2111